※下線部分:変更箇所

2020年規定

第1章 総則

一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という。)は、<u>2020</u>年 (以下「当該年」という。)のジムカーナ/ダートトライアル競技会におい て優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジム カーナ/ダートトライアル選手権規定を制定する。

日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際 モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規 則およびその<u>細則</u>(本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む)な らびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第1条~第2条 (略)

第3条 選手権競技会の数

1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は8大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は8大会とする。

なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に 1競技会の開催を原則とする。

2. 地方ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。

第4条~第11条 (略)

第12条 選手権の部門およびクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

2019年規定

第1章 総則

一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という。)は、<u>2019</u>年 (以下「当該年」という。)のジムカーナ/ダートトライアル競技会におい て優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ジム カーナ/ダートトライアル選手権規定を制定する。

日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技は「FIAのFIA国際 モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規 則およびその付則(本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む)な らびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。

第1条~第2条 (略)

第3条 選手権競技会の数

- 1. 全日本ジムカーナ選手権競技会の最大開催数は10大会、全日本ダートトライアル選手権競技会の最大開催数は10大会とする。
 - なお、国内スポーツカレンダー登録規定の行政区画による地域毎に 1 競技会の開催を原則とする。
- 2. 地方ジムカーナ/ダートトライアル選手権競技会は、各々最大開催数を10大会とする。

第4条~第11条 (略)

第12条 選手権の部門およびクラス区分

1. 日本ジムカーナ選手権

- 1) 全日本ジムカーナ選手権:
- (1) 部門:

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、SA \cdot SAX部門、SC部門およびAE部門の4部門で構成される。

(2) クラス区分:

PN、SA<u>・SAX</u>、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門:(略)

スピードSA・SAX車両部門:

クラス1:気筒容積1600cc以下の前輪駆動のSA・SAX車両。

クラス2: 気筒容積 1600cc を超える前輪駆動のSA<u>・SAX</u>車 両。

クラス3:後輪駆動のSA・SAX車両。

クラス4:4輪駆動のSA・SAX車両。

スピードSC車両部門:(クラス区分なし)

スピードAE車両部門:(クラス区分なし)

- 2)(略)
- 2. 日本ダートトライアル選手権
 - 1) 全日本ダートトライアル選手権:
 - (1) 部門:

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA・SAX部門、SC部門、D部門およびAE部門の6部門で構成される。

(2) クラス区分:

PN、N、SA<u>·SAX</u>、SC、D、AEの各部門は、下記

- 1) 全日本ジムカーナ選手権:
- (1) 部門:

全日本ジムカーナ選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、SA部門、SC部門およびAE部門の4部門で構成される。

(2) クラス区分:

PN、SA、SC、AEの各部門は、下記の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門:(略)

スピードSA車両部門:

クラス1:気筒容積 1600cc 以下の前輪駆動のSA車両。

クラス2:気筒容積1600ccを超える前輪駆動のSA車両。

クラス3:後輪駆動のSA車両。

クラス4:4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門:(クラス区分なし)

スピードAE車両部門:(クラス区分なし)

- 2) (略)
- 2. 日本ダートトライアル選手権
 - 1) 全日本ダートトライアル選手権:
 - (1) 部門:

全日本ダートトライアル選手権の部門は、第11条「参加車両」の分類に基づき、PN部門、N部門、SA部門、SC部門、D部門およびAE部門の6部門で構成される。

(2) クラス区分:

PN、N、SA、SC、D、AEの各部門は、下記の通りク

の通りクラス区分される。

スピードPN車両部門:

クラス1:気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

クラス2: 気筒容積 1600cc を超える2輪駆動 (FF) のPN 車両。

クラス3:気筒容積 1600cc を超える2輪駆動 (FR) のPN 車両。

スピードN車両部門:(クラス区分なし)

スピードSA・SAX車両部門:

クラス1:2輪駆動のSA<u>・SAX</u>車両。

クラス2:4輪駆動のSA・SAX車両。

スピードSC車両部門:

クラス1:2輪駆動のSC車両。

クラス2:4輪駆動のSC車両。

スピードD車両部門:(クラス区分なし)

スピードAE車両部門:(クラス区分なし)

2)(略)

第13条 参加資格

当該年度有効な競技許可証所持者とする。

第14条~第24条(略)

ラス区分される。

スピードPN車両部門:

クラス1:気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

クラス2:気筒容積 1600cc を超える2輪駆動(FF)のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年または、JAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

クラス3:気筒容積 1600cc を超える2輪駆動(FR)のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年または、JAF登録年が2012年1月1日以降の車両。

スピードN車両部門:

クラス1:2輪駆動のN車両。

クラス2:4輪駆動のN車両。

スピードSA車両部門:

クラス1:2輪駆動のSA車両。

クラス2:4輪駆動のSA車両。

スピードSC車両部門:

クラス1:2輪駆動のSC車両。

クラス2:4輪駆動のSC車両。

スピードD車両部門:(クラス区分なし)

スピードAE車両部門:(クラス区分なし)

2) (略)

第13条 参加資格

当該年度有効な<u>JAF</u>競技許可証所持者とする。

第14条~第24条(略)

第25条 車両変更

- 1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3. 車両変更申請は当該競技会の<u>公式受付(参加確認受付)</u>終了までと する。

第26条 ドライバーズブリーフィング

- 1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
 - 2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。開始から終了まで出席しなかった場合は再ブリーフィングを受けなければならない。

第27条~第31条(略)

第32条 競技車両のパドック待機

- 1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする(コースを走行中または走行のための移動を除く)。
- 2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換<u>および空気圧調整、</u>プラグ交換、Vベルト交換(調整)<u>、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整</u>作業を除き、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

第33条~第37条(略)

第25条 車両変更

- 1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを 得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第26条 ドライバーズブリーフィング

- 1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
 - 2. ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティーの対象となる。

第27条~第31条(略)

第32条 競技車両のパドック待機

- 1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする(コースを走行中または走行のための移動を除く)。
- 2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換 (調整) <u>の軽微な</u>作業を除き、<u>調整、</u>変更、交換作業を行う場合は、 事前に技術委員長の許可を得ること。

第33条~第37条(略)

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2020年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.、第12条1.2)(2)②C. および第12条2.2)(2)②C. については、2019年6月1日から施行する。

第38条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2019年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.、第12条1.2)(2)②C. および第12条2.2)(2)②C. については、2018年6月1日から施行する。

以上

以上